

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市妊産婦及び乳幼児健康診査実施
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	母子健康法の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康診査を実施することにより、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、もって地域の母子保健衛生を向上させることを目的とする。
補助事業者	委託医療機関以外で受診した者又は交付された受診票を使用せずに委託機関で受診し、直接費用を負担した者
補助対象経費	妊産婦・乳幼児健康診査に要する費用
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	健診実費又は県の契約単価を比較していずれか低い方の額
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 妊産婦及び乳幼児の健康保持を図るため。
補助率等	健診の実費(上限あり) ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	法定の健診であり、母子の健康管理の観点から積極的な受診が望まれるため、県の契約単価に準じた補助としている
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 やむを得ず市外の医療機関において妊産婦健診又は乳幼児健診を受ける場合の補助であるため数値化はできない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日 令和3年3月31日
補助終期	○終期の設定が3年を超える場合の理由
※サンセット方式の徹底	
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 里帰り等必要時に案内
事業担当 (担当部署)	市民生活課
(電話番号)	0259-63-3115